

## 凡 例

- 1) 調査期日は、原則として令和6年1月1日現在であるが、その後の変更等もできる限り掲載している。
- 2) 「市町村コード」は、令和6年1月1日現在、「一部事務組合等コード」は、令和5年4月1日現在の総務省「全国地方公共団体コード」におけるコードである。